

自動販売機設置者公募実施要領

(目的)

第1条 この要領は、自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）の公募による選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 設置者の募集は、市のホームページ及び広報への掲載により行うものとする。

(設置場所等)

第3条 自動販売機の設置を募集する設置場所、台数及び種類は、次のとおりとする。

No.	設置場所	台数	種類
1	石越定住促進住宅（管理事務所脇（屋外））	1	清涼飲料水の自動販売機かつ災害救援対応型の自動販売機
2	中田農村環境改善センター（1階ロビー）	1	
3	中田生涯学習センター（屋外）	1	
4	消防防災センター（ロビー）	1	
5	新クリーンセンター（屋外）	1	
6	新クリーンセンター（屋内）	1	

(募集期間等)

第4条 設置者の募集期間は、令和6年2月28日（水）から令和6年3月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(設置期間)

第5条 自動販売機の設置期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の設置期間において、市長が特別の理由があると認める場合を除き、自動販売機の撤去はできないものとする。

(貸付料)

第6条 自動販売機の設置に係る貸付料は、登米市公有財産規則（平成17年登米市規則第42号）第26条第4項及び登米市自動販売機の設置に係る貸付料に関する要領（平成23年登米市訓令第1号）の規定により、売上高（消費税及び地方消費税を含む。）に8パーセント（屋内に設置する場合又は貸付期間が1月に満たない場合は、8.8%）を乗じて得た額とする。

(貸付料の納付)

第7条 設置者は、その自動販売機の売上高を四半期ごとに財産管理者に報告し、財産管理者が指定する日までに貸付料を納付しなければならない。

(電気料)

第8条 自動販売機の設置に係る電気料（設置者が、自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）は、甲が発行する納入通知書により、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日までに甲に納入しなければならない。

(1) 子メーターを設置して使用する自動販売機

電気料（月額・円未満切捨て）＝（電気料金単価（税込）±燃料費調整単価（税込）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込））×当該子メーターの表示する月間消費電力量

(2) 子メーターを設置しないで使用する自動販売機

電気料（月額・円未満切捨て）＝（電気量料金単価（税込）±燃料費調整単価（税込）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込））×（定格消費電力×稼働率
0.5×24時間）×365日×1月÷12月

※（稼働率 0.5）

（公募の申込み）

第9条 設置者の公募参加申込者（以下「公募参加者」という。）は、自動販売機設置者公募参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号の書類を添えて、総務部総務課に持参し、申込みを行うものとする。

（1）登記事項証明書又は身分証明書

（2）国、県及び市税に係る納税証明書

（3）管理運営する清涼飲料水等の自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し）

（4）更正手続き又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類（更正手続又は再生手続開始の決定を受けた者が申請する場合のみ提出）

（5）設置する自動販売機の機械仕様書

2 複数の案件を申し込む場合は、2枚目以降の申込書に添付する前項各号の書類を省略できるものとする。

3 市長は、第1項各号の書類を審査した結果、公募への参加資格がないとした者については、その旨を通知しなければならない。

（公募参加者の資格）

第10条 公募参加者に必要な資格は、次の各号のすべてを満たす個人又は法人とする。

（1）次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者であって復権を得ないもの

（2）次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が市との契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過しない者又はその者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用していた者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

(4) 国税、県税及び市税を完納している者であること。

(5) 自動販売機の設置業務において2年以上管理・運営の実績を有していること。

(設置者の決定)

第11条 設置者の決定は、公募参加者が提出した関係書類を審査のうえ行うものとする。

2 公募参加者が複数あるときは、次の各号の期日及び場所において公募参加者による抽選を行い、設置者を決定するものとする。

(1) 抽選会の期日 令和6年3月18日(月) 午前10時00分から

(2) 抽選会の場所 登米市役所迫庁舎1階 会議室

3 公募参加者が代理人をして抽選しようとするときは、抽選前に委任状を提出しなければならない。

4 設置者の決定後は、その決定の結果を自動販売機設置業者決定通知書(様式第2号)により速やかに公募参加者に通知するものとする。

5 設置者の決定後に辞退した公募参加者は、次年度の自動販売機設置者募集に係る一般競争入札及び公募抽選への参加資格を失うものとする。

(契約の締結)

第12条 前条の規定により決定した設置者は、登米市公有財産規則第20条第1項の規定により、行政財産借受申請書を提出し、市と賃貸借契約を締結するものとする。

(随時募集)

第13条 公募参加者がなかったときは、設置者を随時募集することとする。

令和6年2月28日施行